

晩秋の京田川と月山（長沼地区十文字橋より）

〈 目 次 〉

理事長あいさつ 2	財産目録 5
令和 2 年第 1 回臨時総代会 3	長期借入金償還状況、賦課金（是認）一覧 . . 6
令和元年度決算報告（収入・支出） . . 4	水土里ネット掲示板 7 ~ 10 （改良区からのお知らせ）

理事長挨拶



理事長

田澤伸一

明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また日頃より本区の業務運営並びに事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昨年は、東京で五十六年ぶりにオリンピックが開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大で一年延期となりました。感染者数は依然として世界的に増加しておりますが、一刻も早い終息を願うものであります。

こういった状況を踏まえ、本区では感染予防のため昨年三月の通常総代会においては緊急避難的に書面議決を採用させて頂きました(八月の臨時総代会で定款に規定)。

田植えに向けて安定した取水ができました。

また、七月二十八日から二十九日にかけて県内に大雨が降り、最上川中流域ではバックウォーターや内水で支流河川もあふれ住宅街や田畑に流れ込み甚大な被害が発生しました。本区管内では、北楯頭首工のゴム堰への土砂堆積や山地排水による水路への土砂流入、排水路の法面崩れなどの被害が出ましたが早期の撤去で通水には支障ありませんでした。今後とも異常気象に備え、施設の点検や維持管理を適切に行い、緊急時に迅速対応できるよう備えたいと思います。

なお、現在、国交省酒田河川国道事務所によりさみだれ大堰左岸第一ゲートの損傷したゴム袋体の交換が行われています。交換により安定した取水が期待されます。

さて、担い手農家から出る要望の第一は草刈り作業の負担軽減です。そこで本区では昨年から七年計画で草刈り負担の軽減を図るため用排水路の溝畔拡幅を実施し、トラクター等による機械刈ができるよう整備を行っています。これまで、

生田排水路及び堀野排水路で整備を実施しました。今年度も引き続き、各路線を計画的に整備して参ります。

次に、現在取り組んでいる事業について申述べます。国営かんがい排水事業「最上川下流左岸地区」は、老朽化が進行している排水施設の機能を向上させ、湛水被害の軽減を図ることを目的とし、二段割・大和・毒蛇・西野・中央の五排水機場の改修と生田排水機場の新設、さらには幹線排水路五路線の改修も併せ行うものです。今年度は中央排水機場と毒蛇排水機場の土木工事及び機械設備工事、それと昨年に引き続き排水路の補修工事を行います。

次に県営かんがい排水事業についてであります。用水改良事業で国営事業の改修は平成二十三年度に完了しましたが、国営事業の要件を満たさない受益面積五〇〇ha未満で改修を要する用水路を県営事業で行うものです。平成二十五年度にスタートし、工事予定路線は十九路線、総延長は四〇kmです。昨年度工事を実施した「上堰・八カ村堰地区」、「吉田新堀西野堰地区」、「一カ村堰地区」は引き続き

事業を進め、「上堰下流地区」と「十一カ村堰地区」は今年度の工事をもって完了の見込みであります。また、昨年度事業採択された「長沼堰地区」、「町堰地区」、「廿六木堰地区」の三地区については、今年度より工事を行っております。

「最上川下流左岸地区」の関連事業につきまして、県営事業として採択されるよう現在調査計画をしております。

県営農地整備事業については、「常万地区」においては平成三十年度着手した区画整備工事を引き続き実施しております。「西興野地区」では令和三年度の工事着工に向けた実施設計を、「狩川東部地区」については県営事業としての採択に向けた調査計画事業をそれぞれ実施しております。また、再整備事業のモデル地区の「高田麦地区」については、今年度の工事を以って事業完了の見込みであります。

結びに、皆様の今年一年のご繁栄とご活躍を心よりご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



令和 2 年第 1 回 臨時 総 代 会

去る令和 2 年 8 月 31 日(月)、新型コロナウイルス対策を万全に行ったうえで、令和 2 年第 1 回臨時総代会が本区大会議室において開催されました。総代現数 54 名のうち 48 名が出席、議長に新堀地区選出の渡部幸喜総代が指名されました。齋藤秀基副理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り承認・可決されました。

議 案

【令和元年度】

承認事項

総認第 4 号 令和元年度最上川土地改良区費収入支出決算書、財産目録、事業報告書承認について

報告事項

報告第 2 号 監査報告について

【令和 2 年度】

議決事項

総議第 11 号 最上川土地改良区定款の一部変更について

総議第 12 号 最上川土地改良区規約の一部改正について

総議第 13 号 県営水利施設整備事業十一カ村堰地区計画変更について

総議第 14 号 県営簡易基盤整備促進事業高田麦地区計画変更について

総議第 15 号 令和 2 年度最上川土地改良区費収入支出第 1 回補正予算について

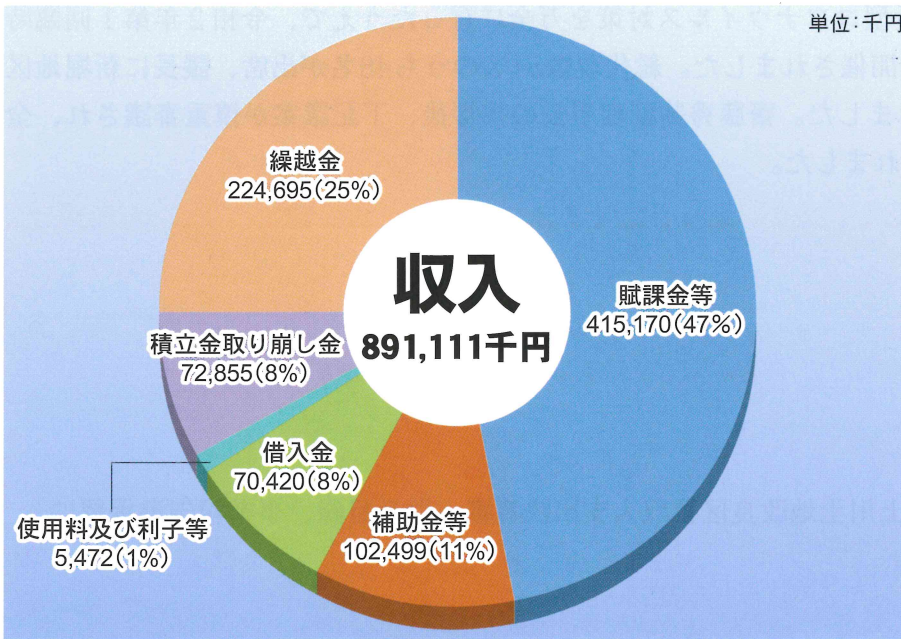


議長の渡部幸喜総代



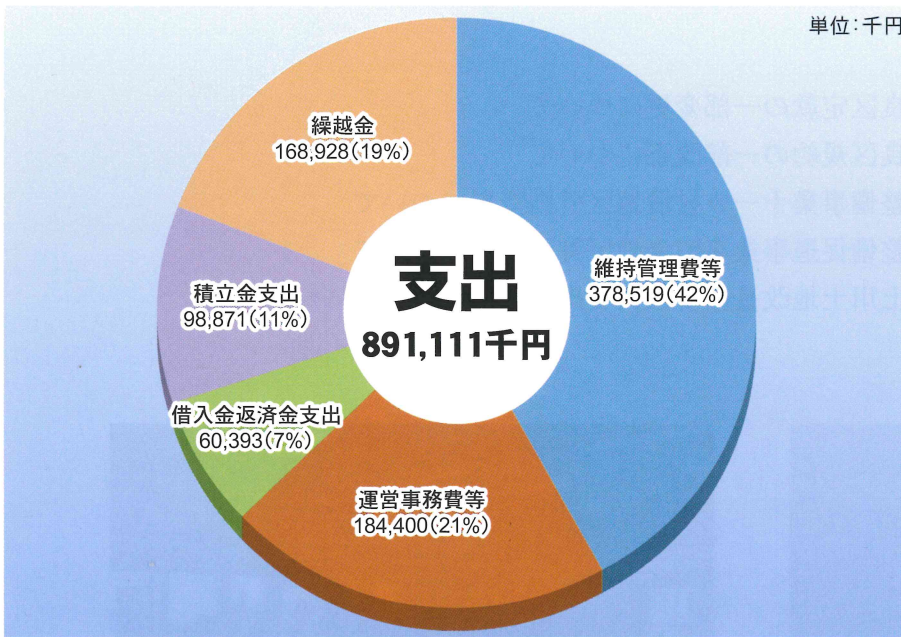
採決の様子

令和元年度決算報告(収入・支出)



収入種別	金額 (千円)
賦課金等	415,170
賦課金	410,958
決済金	1,043
雑収入	3,169
※1 補助金等	102,499
支援費収入(2市1町)	12,680
補助金	55,494
交付金	2,790
受託料	31,295
負担金軽減助成金	240
※2 借入金	70,420
使用料及び利子等	5,472
他目的使用料	3,440
基本財産収入(配当金、利子)	119
特定資産収入(利子)	1,448
固定資産売却	465
※3 積立金取崩金	72,855
繰越金	224,695
合計	891,111

- ※1 国県市町からの支援費や補助金、受託料、適正化事業の交付金と県は最上川地区の償還金に対する助成金。
- ※2 常万1期地区経営体育成事業、高田麦地区簡易整備事業、西興野地区経営体育成事業の負担金に充てるため、日本政策金融公庫から借入れた借入金。
- ※3 県営水利施設整備事業への負担金、退任役員総代への褒賞金、更新車輛の購入費用、事務所の修繕費用に充当。



支出種別	金額 (千円)
維持管理費等	378,519
工事費	954
維持管理費	156,197
適正化事業費	4,375
受託業務費	32,702
調査業務費	24,965
十六合維持管理事業費	8,945
家根合維持管理事業費	4,370
常万維持管理事業費	1,515
農業経営高度化支援事業費	247
地元交付金	2,500
国営・県営事業負担金	141,749
運営事務費等	184,400
運営事務費	137,162
事務所費	7,872
過年度支出	24,766
支払負担金	3,706
固定資産取得費	3,401
積立金取崩支出	7,493
※4 借入金返済金	60,393
※5 積立金	98,871
※6 繰越金	168,928
予備費	0
合計	891,111

- ※4 返済の資金は、賦課金と負担金軽減助成金、繰越金を充当。

借入先	借入事業名(借主)
日本政策金融公庫	県営排水対策特別事業(改良区)、県は最上川(各工区)、県は家根合(家根合地区)、県は常万(常万地区)、県は高田麦(高田麦地区)
JA庄内たがわ、JAあまらめ	県は最上川(各工区)

- ※5 中長期計画に基づき、国営事業、県営かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金や事務所敷地内施設の改修、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無いようにしています。
- ※6 将来、県は最上川地区の償還に充てるための資金が多く含まれるため、繰越金額の割合が大きくなっています。

財 産 目 録

(令和 2 年 3 月 31 日 現 在)

(単 位 : 円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
1 流 動 資 産	268,938,553
現金及び預金	200,983,822
未収賦課金等	1,217,833
※1 短期未収金	63,752,353
前 払 金	2,984,545
2 固 定 資 産	1,923,784,384
(1) 有形固定資産	567,954,599
(2) 無形固定資産	73,785,594
(3) その他固定資産	1,282,044,191
① 基 本 財 産	168,269,520
② 特 定 資 産	1,091,647,684
各種積立金	1,090,561,684
適正化事業拠出金	1,086,000
③ その他資産	22,126,987
長期未収賦課金	4,025,267
建物共済積立金	16,578,752
備 品	1,522,968
3 繰 延 資 産	11,266,804
資 産 合 計	2,203,989,741

負 債 の 部	
科 目	金 額
1 流 動 負 債	123,731,878
※2 未 払 金	95,196,126
預 り 金	611,786
※3 借 入 金	27,923,966
2 固 定 負 債	580,457,378
※4 公庫資金等 長期借入金	230,636,386
適正化事業 拠出金未払金	510,000
各種引当金	349,310,992
負 債 合 計	704,189,256

正 味 財 産 の 部	
1 指 定 正 味 財 産	0
2 一 般 正 味 財 産	1,499,800,485
正 味 財 産 合 計	1,499,800,485

負債及び正味財産合計	2,203,989,741
------------	---------------

※1 短期未収金 (63,752,353円) について・・・

これは令和元年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・交付金・受託料などです。

※2 未払金 (95,196,126円) について・・・

これは令和元年度分の工事代金等で、令和 2 年 6 月末までに全額支払っています。

※3 借入金 (27,923,966円) について・・・

令和 2 年度内に返済する金額です。

※4 公庫資金等長期借入金 (230,636,386円) について・・・

令和 3 年度以降に返済する金額です。

長期借入金償還状況

令和 3 年 1 月 1 日 現在

(単位：円/10a)

区分		関係市町	令和 2 年度 賦課金	①令和 2 年度 公庫・農協 への償還 元利金	②令和 2 年度 定時償還 (12月10日) 後の残元金	賦課最終年度 (予定)	備考
一般	県営排特事業		5,500	51	46	(R6)	一般賦課から償還
ほ 県 場 最 上 川 地 区 備 区	8-4 事業区 堀野工区	庄内	2,810	4,709	15,665	R2	
	8-5 事業区 榎島工区	庄内	0	4,506	10,653	R1	
	11 事業区 余目南部工区	庄内 酒田	0	4,469	6,638	R1	
	県営家根合地区ほ場整備	庄内	4,200	3,890	29,632	(R9)	
	県営常万地区ほ場整備	庄内	4,000	63	124,033	(R27)	
	県営西興野地区ほ場整備	庄内	4,000	2	10,520	(R30)	
	県営高田麦地区簡易整備	庄内	1,000	22	69,191	(R17)	

※ 全工区・全地区共通事項

- ①滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。
(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております。)
- ②償還状況については繰上償還等により毎年数値が変動いたします。

※ 県営最上川地区ほ場整備事業

- ①8-5榎島工区、11余目南部工区は、令和元年度に賦課は終了しておりますが、それまでに納めて頂いた賦課金を償還金に充てております。
- ②県営最上川地区ほ場整備事業でお借りしている償還金は元金のみ支払いになります。

※ 県営家根合地区ほ場整備事業

- ①個人で一括繰上償還を希望される方は②欄をおおよその支払額の目安にして下さい。
繰上償還申し込みは毎年 7 月 31 日まで

※ 県営常万地区ほ場整備事業、県営西興野地区ほ場整備事業、県営高田麦地区簡易整備事業

- ①当 3 地区は、事業実施中のため、繰上償還はできません。また、今年度の償還は利息のみとなります。
- ②「②令和 2 年度定時償還後の借入残元金」には令和 2 年度借入分を含んでおります。
- ③賦課最終年度 (予定) は償還期限 (最長) にしておりますが、促進費が入った場合は短縮されます。

令和 2 年分 土地改良区賦課金(是認)一覧

(単位：円)

科目	工 区 等	10a 当り 賦課金	是認割合	10a 当り 是認額
経常賦課金	A1, A3 全 工 区	5,500	100%	5,500
〃	B1, B3 十六合地区維持管理	2,200	100%	2,200
〃	C1, C3 家根合地区維持管理	2,200	100%	2,200
〃	L1, L3 常万地区維持管理	3,500	100%	3,500
特別賦課金	DG 堀 野 工 区	2,810	100%	2,810
〃	F2 家 根 合 地 区	4,200	100%	4,200
〃	J1 常 万 地 区	4,000	100%	4,000
〃	J2 西 興 野 地 区	4,000	100%	4,000
〃	K1 高 田 麦 地 区	1,000	100%	1,000

☆令和 2 年分農業所得者の納税申告に必要な土地改良区賦課金の是認額計算につきましては上記を参照の上計算してください。

水・土・里ネット 掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき



『組合員資格得喪通知書』

組合員資格得喪通知書
 下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

現資格者 氏名 **京田川 太郎** ㊤

新資格者 氏名 **最上川 一郎** ㊤

最上川土地改良区
 理事長 田澤 伸一 殿

1. 資格得喪対象の土地

市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積 (㎡)
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

【届出用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載された賦課地積に応じて負担します。移動等がありましたら速やかに『届出』をお願いします。遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

※**賦課金とは**、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- ◎ 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- ◎ 田んぼから畑に完全に変わる時
- ◎ 田んぼが公共事業などで買収される時



『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、台帳から除外できない為、従来通り賦課金を支払うこととなりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の滞納（未納）が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※**滞納処分**とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

令和 2 年 地区除外決済金の基準について

令和 2 年 3 月 23 日開催の通常総代会にて、地区除外決済金の基準が以下のように定められました。

1. 全地区共通決済金

10a 当り決済金	78,171 円
-----------	----------

2. 各地区維持管理費将来負担決済金

地 区 名	10a 当り決済金
十 六 合	46,528 円
家 根 合	44,172 円

3. 各県営事業地区毎決済金（償還残金、残事業費等）

工区・地区名	10a 当り決済金	工区・地区名	10a 当り決済金
家 根 合	26,944 円	高 田 麦	69,964 円
常 万	162,398 円		

令和元年度 地球温暖化対策取り組み結果

取り組み結果確認（Check）

項 目	購入電力	灯 油	A重油	都市ガス	ガソリン	軽 油	上水道
平成30年度（A）	2,401,131 kwh	1,840 ㍓	15,527 ㍓	42 Nm ³	6,198 ㍓	697 ㍓	369 m ³
令和元年度（B）	2,478,280 kwh	1,618 ㍓	0 ㍓	49 Nm ³	5,550 ㍓	793 ㍓	362 m ³
増減量（B-A）	77,149 kwh	▲ 222 ㍓	▲ 15,527 ㍓	7 Nm ³	▲ 648 ㍓	96 ㍓	▲ 7 m ³
CO ₂ 排出量	40 kg	▲ 553 kg	▲ 42,072 kg	15 kg	▲ 1,504 kg	252 kg	

※ 自らが焼却または燃料として使用したものが対象です。

取り組み結果報告（Do）

- ・揚水機場の電力使用量については毎年天候に左右される傾向にある。令和元年度は少雨の影響により用水確保のため、揚水施設の稼働需要が高まったことから増大する結果となった。
- ・全組合員の理解、協力の下で実施している揚水機場の時間運転は電力量削減に非常に有効であることから今後も継続して取り組んでいく。
- ・前年よりも増となっている項目はあるものの、省エネ機器への更新やペレットストーブの活用、エコ活動の周知等により使用量を抑えることができた。

今後の課題・改善策等（Action）

- ・揚水機場の時間運転の取り組みを定着させ、さらなる削減を模索する。
- ・現在使用中の各種機器が購入から長期経過しているため省エネ対策が施された最新機器への更新を検討していく。
- ・事務所の気密性が低く、目張り等の対策はしているものの冷暖房効率が悪いいため、内装の改修を検討していく。
- ・節電や節水、エコドライブ等、誰もが身近で容易に取り組むやすい事項については引き続き呼びかけや掲示等による周知を行い、意識の徹底を図る。

令和2年 最上川土地改良区地域連携活動の記録

今年は新型コロナウイルスの影響により、例年参加させて頂いていた一部のイベントが中止になったりもしましたが、本区では土地改良区と地域の連携を強めるべく活動を行ってきました。そこで、今年行った主な地域連携活動を紹介したいと思います。

田植え体験(家根合地区)

去る5月25日(月)、余目第一小学校児童の校外学習の一環として、家根合地区の水田にて行われた田植え体験に参加させて頂き、本区管内の水の流れなどについての説明が本区職員により行われました。



田植定規で苗を植える場所の目印をつけていく児童たち



改良区職員による水田までの水の流れの説明

魚の学習会(家根合揚水機場)

去る10月9日(金)、余目第一小学校児童を対象とした「魚の学習会」が家根合揚水機場にて開催され、児童たちが元気に魚を追いかけていました。

学習会では、本区職員が児童たちの捕獲した水生生物の名前と生態などについて簡単に説明させて頂きました。



網いっぱい捕まえた魚をのぞく児童たち



捕らえた生物の説明をする本区職員

施設 傭員 募集

経験ある方・ない方問わず元気でやる気のある方の応募をお待ちしております!!

募 集 人 員	:	若干名
応 募 資 格	:	最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方
勤 務 内 容	:	水路看視業務及び揚排水機運転業務
受 付 期 間	:	令和 3 年 1 月 29 日(金)まで
提 出 書 類	:	履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
賃 金	:	日額 7,500円くらい
採 用 時 期	:	令和 3 年 4 月中旬～令和 3 年 9 月中旬又は11月下旬
問 い 合 わ せ	:	〒999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15 最上川土地改良区 総務課庶務係 TEL 0234 (43) 2255

水路への排雪

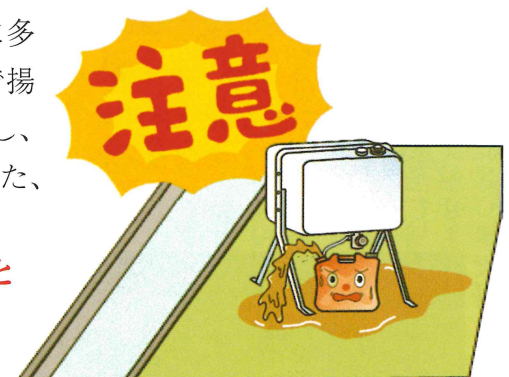


これから降雪量が多くなる時期にかけて、本区管理水路へ排雪する方が増えてきます。これにより、水路が塞き止められ、雪融け時に水が溢れ出るなどの問題が毎年発生しています。水路へは、雪を捨てないようにご理解とご協力をお願い致します。

油漏れにご注意を!!

近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は**補償問題**にもなりかねません。また、**油処理に掛かる費用は全額原因者負担**となります。

車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること
油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うこと
を徹底して頂きますようお願いいたします。



水利権の厳守について

来年度も、関係機関と協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うために、**湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や、冬期湛水のための水配分は出来ません**ので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

